

令和元年度新潟県警察官 A（大学卒業者）採用試験（第 2 回）及び警察官 B（大学卒業者以外）採用試験の実施について（公告）

次のとおり新潟県警察官（巡査）の採用試験を行う。

令和元年 7 月 2 日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人員	受 験 資 格
男性警察官 A	3 人程度	平成元年 4 月 2 日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和 2 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの人 イ 新潟県人事委員会がアと同等と認める人（以下に掲げる内容に該当する人又は令和 2 年 3 月 31 日までに該当する見込みの人） ・外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した人 ・大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された人 ・専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人 ・防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校大学部を卒業した人 ・職業能力開発総合大学校総合課程（長期課程）を修了した人
女性警察官 A	1 人程度	
男性警察官 B	52 人程度	平成元年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた人。
女性警察官 B	10 人程度	ただし、警察官 A の受験資格に該当する人を除く。

男性警察官 B 採用試験の第 1 次試験は、新潟県が東京都（警視庁）と共同で実施するもので、申込みの際に志望先として新潟県、東京都（警視庁）のいずれかを選択できる。ただし、東京都（警視庁）を第 1 志望とした場合は、新潟県を第 2 志望とすることはできない。

2 職務内容

個人の生命・身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日時・会場

試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した人について行う。

区分	日時	職種	試験会場
第 1 次試験	令和元年 9 月 22 日（日） 受付時間 午前 8 時 30 分から 午前 9 時 30 分まで	警察官 A	新潟県庁 （新潟市中央区新光町 4 番地 1）
		警察官 B	新潟県庁 （新潟市中央区新光町 4 番地 1） 新潟県立長岡農業高等学校 （長岡市曲新町 3 丁目 13 番 1 号） 新潟県立上越テクノスクール （上越市大字藤野新田 333 番 2）
第 2 次試験 （新潟県の場合）	令和元年 10 月 13 日（日）（予定）及び 11 月 8 日	警察官 A	新潟大学五十嵐キャンパス教育学部棟（予定） （新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地）

合)	(金)から11月26日(火)(予定)までのうち指定する日時	警察官B	新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町4番地1) 日時、試験会場は第1次試験の合格者に通知する。
----	-------------------------------	------	--

5 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種目	内容
教養試験	一般的な知識及び知能について、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で択一式による筆記試験を行う。
体力検査I	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び)する。

(2) 第2次試験

試験種目	内容
論作文試験	課題の理解力、表現力、文章構成力等について筆記試験を行う。 なお、論文試験は警察官A受験者について、作文試験は警察官B受験者について行う。
体力検査II	職務に必要な体力を有するかどうかを検査(20メートルシャトルラン)する。
面接試験	積極性、信頼性、社会性等について面接試験を行う。
適性検査	職務遂行上必要な適性等について検査を行う。面接試験の参考とする。
身体検査	通常の職務遂行に支障を来すおそれのある疾病等の有無について検査を行う。なお、検査には以下の基準がある。

○身体基準

項目	基準(男女共通)
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	職務遂行上支障がないこと。
聴力	職務遂行上支障がないこと。
関節等	職務遂行上支障がないこと。

(3) その他

受験資格の有無、受験申込内容の真否について調査する。

6 試験の配点・基準

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験(適性検査を除く。)にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、一つでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準	
第1次試験	教養試験	警察官A	50点	
		警察官B	45点	
	体力検査I	腕立て伏せ	適否	10点
		反復横跳び		10点
立ち幅跳び			10点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上	
	論作文試験	30点	12点以上	
	体力検査II	20メートルシャトルラン	適否	男性32回以上 女性19回以上
	身体検査	基準内	身体基準のとおり	

○体力検査Iの点数の目安

検査種目	記録		点数
	男性	女性	
腕立て伏せ	15回	5回	5点
反復横跳び	41回	36回	5点
立ち幅跳び	195cm	143cm	5点

*上記の各種目の記録に対する点数は目安であり、各種目の回数や距離に応じて点数を設定している。基準につ

いては男女とも3種目の合計得点が15点以上である。

*体力検査Ⅰ・体力検査Ⅱの記録は、第2次試験における面接試験の参考としても利用する。

7 合格者の発表（新潟県を第1志望とした人の場合）

区分	日時	方法
第1次試験合格者	令和元年10月3日（木）午後1時（予定）	県庁の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵送で通知する。
最終合格者	令和元年12月12日（木）午後1時（予定）	県庁の広報展示室（1階）前の掲示板及び新潟県警察ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に郵送で結果を通知する。

8 合格から採用まで（新潟県の場合）

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、新潟県警察本部長からの請求に応じて推薦され、欠員の状況により順次採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 令和2年3月31日までに大学等を卒業する見込みで警察官A（第2回）採用試験を受験した人については、同時期までに卒業することができなかった場合は採用されない。
- (3) 採用は、原則として令和2年4月1日である。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。
- (5) 採用後は巡査に任命され、警察学校へ初任科生として入校し、警察官Aは6か月間、警察官Bは10か月間、それぞれ初任教養を受けた後、新潟県内の各警察署に配置される。

9 給与・待遇等（新潟県の場合）

- (1) 採用後の給料は、平成31年4月1日採用者を例にとると、警察官A採用者で224,518円、警察官B採用者で184,425円（地域手当を含む。）である。また、職歴等がある場合は一定の基準で加算される。
- (2) 採用後は昇給の制度があり、また、期末手当、勤勉手当及び一定の条件により通勤手当、扶養手当、住居手当等も支給される。
- (3) 職務に必要な制服、制帽、ワイシャツ、ネクタイ、防寒服、雨衣、手袋、靴等が現品で支給される。

10 受験手続

(1) 受験案内の配布等

受験案内は、新潟県警察本部警務部警務課、県内の各警察署・交番・駐在所で配布するほか、新潟県警察ホームページからダウンロードすることもできる。

受験案内を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8553 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部警務部警務課採用係に請求すること。

(2) 受験申込みの方法

原則として、新潟県警察ホームページから電子申請で申し込むこと。（申請に当たっては、警察官採用案内ページ(https://www.police.pref.niigata.jp/osirase/saiyou/saiyou_kan_top.html)に掲載されている「電子申請入力例」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

電子申請で申し込むことができない場合は、県警本部採用係（025-280-0334）まで連絡すること。

(3) 受付期間

- ・電子申請により、令和元年7月2日（火）から8月15日（木）午後5時15分まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、8月15日（木）午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

11 試験に関する事務の委任

次の試験に関する事務を警察本部長に委任する。

- (1) 受験者の募集、申込みの受付
- (2) 教養試験の実施（試験問題の作成・決定及び管理を除く。）
- (3) 第1次試験合格者の決定
- (4) 面接試験の実施
- (5) 論作文試験の実施
- (6) 適性検査の実施
- (7) 体力検査Ⅰ・Ⅱの実施

(8) 身体検査の実施